

被扶養者増減申請について

原則として次のような場合は被扶養者に認定できません。

- ・実生活上において生計維持関係(被扶養状況)にない方
- ・年間収入額が130万円以上（月額10万8千円以上）ある方
（60歳以上又は障害者の場合は、年間収入額が180万円以上（月額15万円以上）ある方）
- ・失業保険、傷病手当金、出産手当金（日額3,612円以上）を受給中の方
- ・子の被扶養者認定申請時、収入額が被保険者より配偶者の方が多い場合

<注意>

1. 人事・給与の「扶養控除等（異動）申告書」等の届出は、健康保険組合の扶養者認定と連動していませんのでご注意ください。健康保険組合は、別途手続きが必要であり、扶養の認定基準も厚生年金とは異なります。
2. 令和3年より夫婦共同扶養の確認が必要となったため、子の扶養申請の際には配偶者の年収が分かる確認書類の添付が必要となります。

[提出書類]

1. 申請書類
「被扶養者届（増・減 異動）」 *健康保険組合HPまたはグループサイト健保のページより取得

2. 添付書類
- <扶養に入れる時>出生、結婚、離職等
- ◆出生：世帯全員の住民票（続柄・マイナンバー記載）、家族関係・マイナンバーが確認できるもの
※子は両親のうち収入の多い方の扶養となります。育休中の収入額も判定に考慮します。
 - ◆結婚：受理証明書等、婚姻が確認できるもの、配偶者の収入が確認できるもの
 - ◆離職：離職票本紙等、離職が確認できるもの、収入が確認できるもの

各種保険や手当による収入がある場合、受給中は扶養認定できません。
受給中はご自身で、加入していた健康保険組合の任意継続被保険者制度あるいは国民健康保険に加入の手続きが必要です。

扶養に入れる時の添付書類 入手先一覧

	書類名	入手先
必ず提出する書類	世帯全員の住民票（続柄・マイナンバー記載）	市区町村
必ず提出する書類	健康保険資格喪失証明書 *国保を除く	以前加入の健保
23歳未満の学生	在学証明書	学校長
雇用保険を受給しない	雇用保険離職票2 原本 *左側にペンで大きく×を入れたもの	退職した勤務先
受給延長	雇用保険延長通知書 コピー	ハローワーク
受給終了	雇用保険受給資格者証 コピー *支給終了が記載あるもの	ハローワーク
廃業された方	個人事業の廃業届出書 コピー	税務署
必ず提出する書類	課税・非課税証明書 *原則学生は不要	市区町村
現在働いてる方	直近3カ月以上の給与明細	勤務先
現在働いてる方	契約内容の証明書 コピー	勤務先
退職された方	源泉徴収票 コピー *雇用保険非加入者のみ	勤務先
別居の方	送金に関する証明書	金融機関
年金受給者	最新の年金振込通知書、又は年金改定通知書	日本年金機構

- 一部添付書類の説明については別添（次ページ）をご確認ください。
- 提出書類だけで認定できない場合は、別途追加書類の提出をしていただく場合があります。

<扶養からははずす時>就職、離婚、死亡等

- ◆就職：就職先の健康保険組合の資格取得日がわかるもの
- ◆離婚：受理証明書等 離婚日の確認ができるもの
- ◆死亡：死亡診断書等 死亡日の確認ができるもの

添付書類の説明

○住民票等

- ・ 3ヶ月以内に発行されたもの
 - ・ 世帯全員分のもの
 - ・ 続柄が入っているもの
 - ・ マイナンバーが入っているもの
- * 住民票だけで被保険者との続柄確認ができない場合、戸籍謄本（コピー可）を提出してください。
- * 住民票にマイナンバーが入っていない場合は「マイナンバーカード」の写しが必要です。

○送金を証明する書類

- ・ 対象者の収入額以上の送金額で定期的かつ継続性があることを証明できる書類（手渡し不可）
 - ・ 送金額、送金人、受取人、日付が確認できること
 - ・ 少額の場合は最低年80万円程度以上
 - ・ 銀行振込の控、現金書留の控等、直近3ヶ月分以上のもの（コピー可）

○収入証明等

- ・ 総収入金額がわかるもの
- 給与所得者・・・直近の課税・非課税証明書等（コピー可）
- 自家営業等・・・3年分の確定申告書及び収支内訳書または青色申告決算書控え、課税証明書（コピー可）

【収入の範囲】

- ・ 勤労による収入（パート、アルバイト、内職等を含む）
- ・ 各種年金収入（厚生年金、国民年金、各種共済年金、船員保険年金、農業者年金、企業年金、遺族年金、障害年金等）
- ・ 事業収入（自家営業、農業、漁業、林業等）
- ・ 雇用（失業）保険給付金
- ・ 育児休業給付金
- ・ 健康保険、労働者災害補償保険等における休業補償的給付金（出産手当金、傷病手当金等）
- ・ 不動産収入、利子収入、配当金収入
- ・ 親族からの仕送り金等、その他収入と認められるもの

○契約内容の証明書

- ・ 最低限以下の項目が確認できるもの
- ① 時給
 - ② 1日の勤務時間及び1ヶ月の勤務日数

○最新の年金振込通知書又は年金改定通知書

- ・ 年金は受給しているもの全てが対象になります。